

意見検討結果一覧表

（案名： 岩手県漁業調整規則の改正（案）についての意見募集）

番 号	意 見	検討結果（県の考え方）	決定への 反映状況
1	<p>年間4億匹の種苗放流がされているさけは、河川・海面共に漁業調整規則で保護されているが、ほぼ天然魚による再生産頼みのさくらますは河川では3月～6月末まで釣っていい事になっているし、河口域でも保護されていない。このままでは近い将来さくらます資源が無くなってしまふことが危惧されるので、さくらます資源保護のため、河川内および河口域での早急な保護を望む。</p> <p>また、スマルト化して海に下る途中のさくらます稚魚が全く保護されていないことも憂慮すべき事態である。スマルト化したさくらます稚魚の漁獲禁止、若しくは河口から〇km に関しては4月末まで漁獲を禁止するなどの措置を希望する。</p>	<p>さくらますについては、資源を維持するため、これまでも内水面漁業調整規則において、7月1日から翌年の2月末までの採捕を禁止するほか、全長13センチメートル以下のひかり（スマルト化したさくらます）の採捕を周年禁止しています。</p> <p>現在、県では、さくらます資源の造成に向けた人工種苗の大量生産技術の開発や、効果的な放流手法の開発など、さくらます資源の造成に向けた取組を進めているところです。</p> <p>さくらます資源の管理については、今後、漁業や遊漁の振興と資源保護等について、関係者の意見を伺いながら、効果的な対策等を検討していきます。</p>	D（参考）
2	<p>規則案の第4条第2項の条文では、「前項の許可は・・・船舶等ごと」に、その他の漁業にあっては当該漁業ごとに許可を受けなければならない。」とあるが、現在の調整規則では「船舶ごと」となっており、「等」が加わっている。</p> <p>規則案において、この「等」には、何が含まれ、どのようなものを想定しているのか？</p>	<p>「船舶等」とは、改正漁業法第8条第3項に「船舶その他の漁業の生産活動を行う基本的な単位となる設備をいう。」と定義され、一回の操業で複数の船舶を使用するまき網漁業などは、船舶ごとでなく関連する漁業設備一体に対して許可を出すことが想定されています。</p>	F（その他）

3	<p>規則案の第 39 条において、あわび（殻長 9 センチメートル以下のものに限る。）を採捕した場合、岩手県漁業調整規則で罰せられることとなるが、改正漁業法においても、「特定水産動植物」の採捕で罰せられることになる。規則及び法律の双方で罰することの必要性について伺いたい。</p>	<p>考え方として、規則と法律では規制する対象が異なります。</p> <p>漁業法による「特定水産動植物の採捕禁止」は、漁業権に基づく採捕や漁業許可に基づく採捕は適用が除外されますので、主に非漁業者の採捕を規制するものです。</p> <p>一方、規則で規定するあわびの殻長制限等は、漁業権や漁業許可に基づいてあわびを採捕する漁業者にも適用されます。</p>	F（その他）
4	<p>規則案第 39 条第 2 項から第 4 項まで適用除外事項が記載されているが、水産庁作成の都道府県漁業調整規則例と内容が異なる理由はなぜか？</p>	<p>規則案第 39 条第 2 項及び第 3 項の規定は、本県において実施されているあわび、なまこの種苗生産に使用する親個体の採捕を可能とするために設けた適用除外であり、同条第 4 項の規定は、本県において漁協が実施するうにの移植放流などを可能とするために設けた適用除外となっております。いずれも本県の磯根資源の増殖を促進する取組を反映させたものです。</p>	F（その他）
5	<p>規則案では、内水面に関しては適用除外規定がないことになるので、規則案第 32 条の許可を得た者でも種苗のための採捕はできず、必ず特別採捕許可が必要になるという理解でよいか？</p>	<p>内水面の採捕許可は規則案第 32 条で規定していますが、種苗の採捕実態はないため、規則案第 39 条においてこの許可に係る全長制限の適用除外は設けていません。</p> <p>このため、仮に規則案第 32 条の許可を受けた者が、種苗確保のために規則案第 39 条に基づかない採捕を行う場合には、規則案第 51 条の試験研究等の許可（特別採捕許可）が必要となります。</p>	F（その他）
6	<p>規則案第 39 条第 4 項は、移植を行う以外の行為はできず、種苗の採捕については、特別採捕許可が必要になるという理解でよいか？</p>	<p>規則案第 39 条第 4 項は、うに（きたむらさきうに、えぞばふんうに）の移植を想定した適用除外となっております。種苗の採捕のために全長制限等の適用除外を受けるためには、規則案第 51 条の試験研究等の許可（特別採捕許可）が必要となります。</p>	F（その他）
7	<p>規則案では、漁業権の種類に関して「第 1 種共同漁業」と算用数字で記載されているが、岩手県の漁業権の免許公告では、「第一種共同漁業」や「第一種区画漁業」と漢数字で記載されているので、それらとの整合を図った方がよい。</p>	<p>漁業法の表記にあわせ、漁業権の種類を表す数字は漢数字による表記に統一することとします。</p>	A（全部反映）

8	水産庁作成の都道府県漁業調整規則例では、場所の範囲について緯度経度を使用しているが、今後、岩手県漁業調整規則についても緯度経度で表示する予定はあるか？	<p>本県には、GPS などの衛星測位システム機能の設備がない小型漁船が多く、漁業者が洋上で自船の位置を確認する場合に、基点名称を用いていることから、従前の基点名称を継続することとしました。</p> <p>将来的に、漁業者等に広く GPS などの利用が普及した際には、緯度経度による表示に変更することを検討します。</p>	F（その他）
9	津波襲来時のいわゆる「沖出し」に関する項目が無いのが気にかかる。非常時における行動の基準をある程度定めておく事は必要と考える。	<p>漁業調整規則は、漁業法と水産資源保護法を実施するためのものであり、これらの法の規定により、漁業調整や水産資源の保護培養のために必要な水産動植物の採捕に関する制限又は禁止事項等を定めることとされています。</p> <p>このため、漁業調整や水産資源の保護培養に該当しない津波襲来時等の非常時の行動基準等の事項については、地域の実情に応じて検討されるべきものであり、漁業調整規則で定めるべきものではないと考えています。</p> <p>なお、漁船の沖出しに関するルールづくりについては、現在、県内のいくつかの漁協で策定がなされており、ルールづくりに関する希望がありましたら、所属する漁協にご相談願います。</p>	E（対応困難）

備考 「決定への反映状況」欄は、次に掲げる区分を記載しています。

区 分	内 容
A（全部反映）	意見の内容の全部を反映し、計画等の案を修正したもの
B（一部反映）	意見の内容の一部を反映し、計画等の案を修正したもの
C（趣旨同一）	意見と計画等の案の趣旨が同一であると考えられるもの
D（参考）	計画等の案を修正しないが、施策等の実施段階で参考とするもの
E（対応困難）	A・B・Dの対応のいずれも困難であると考えられるもの
F（その他）	その他のもの（計画等の案の内容に関する質問等）